

## 北広島市国民健康保険税条例の一部改正について

### 1 国保税率（額）の改定の趣旨

北広島市国民健康保険事業は、特別会計により運営していますが、医療費の国保負担の保険給付費や後期高齢者支援金等支出の増加に対し、賄う保険税は横ばいであり、不足する財源を一般会計からの法定外繰入金により補てんし、収支の均衡を図っています。

平成27年度に、平成17年度以降据え置いてきた保険税率等を改定しましたが、改定にあたっては、3つある税区分のうち、後期高齢者支援金等分と介護納付金分の必要額に対する不足の割合が高い中、被保険者への影響に配慮し、介護納付金分のみを改定としました。後期高齢者支援金等分については、次年度以降に改めて見直すこととしましたが、平成28年度に向けて検討したところ、引き続き財源不足の状況が見込まれます。

また、国の医療保険制度改革において、国保の財政基盤の強化を図るため財政支援の拡充は行われていますが、当市国保会計は依然として厳しい財政状況にあります。

今後の安定的な事業運営と財政の健全化を図ることを目的に、国民健康保険税率（額）を改定するため、北広島市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。

### 2 国保税率（額）改定（案）

- (1) 後期高齢者支援金等分の所得割と均等割を引き上げます。
- (2) 基礎分（医療分）につきましては、負担能力に応じて課税される応能割（所得割）と受益に応じて課税される応益割（均等割、平等割）の負担の均衡を図るため、所得割を引き上げ、均等割を引き下げます。
- (3) この改定により、所得割については、基礎分と後期高齢者支援金等分で合わせて0.5ポイントの増加となり所得に応じて保険税が引き上げとなります。均等割については、基礎分の引き下げ額と、後期高齢者支援金等分の引き上げ額が同額のため、負担する税額は変わりませんので、所得割のかからない世帯につきましては、今回の改定による影響はありません。

区 分		現行	改定案	差
基礎分 (医療分)	国保加入者の医療費等をまかなうための保険税	所得割	7.00%	7.20% 0.20%
		均等割	22,000円	21,000円 ▲1,000円
		平等割	24,000円	24,000円 据え置き
後期高齢者 支援金等分	後期高齢者医療制度を74歳以下の全国民で支えるための保険税	所得割	2.00%	2.30% 0.30%
		均等割	5,000円	6,000円 1,000円
		平等割	8,000円	8,000円 据え置き
介護納付金分 (40歳以上64歳以下)	介護保険制度を支えるため、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)が納付する介護納付金のための保険税	所得割	2.40%	2.40%
		均等割	9,100円	9,100円 据え置き
		平等割	4,800円	4,800円

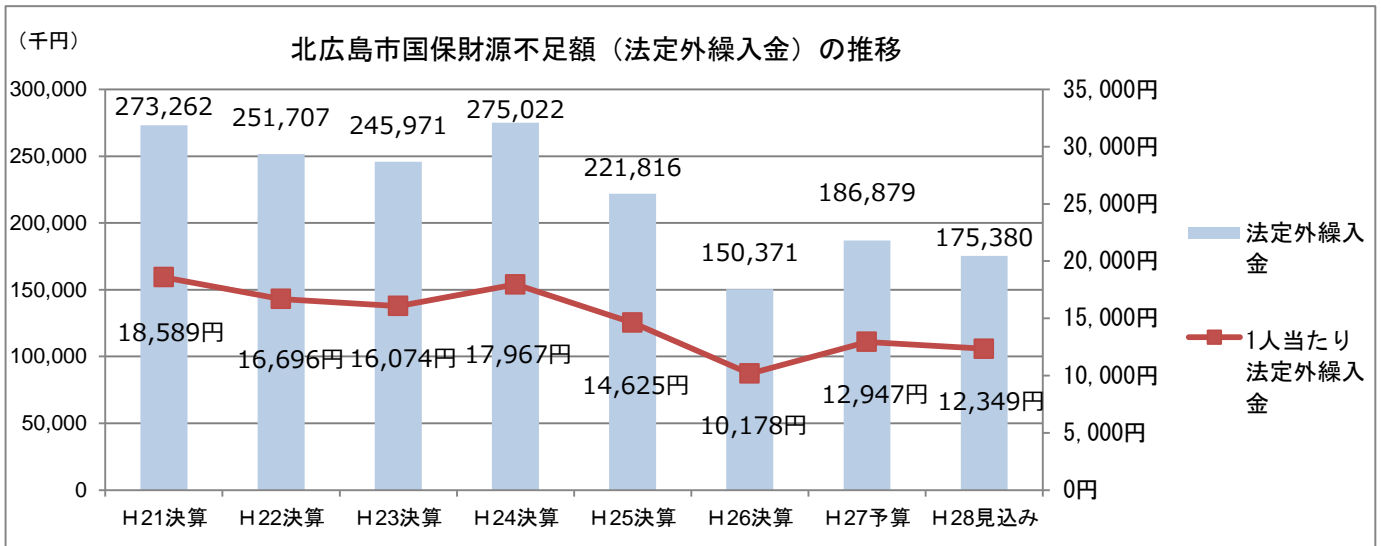
- 所得割・・・被保険者それぞれの総所得金額等から基礎控除33万円を控除した額に税率を乗じた額
- 均等割・・・被保険者1人につき
- 平等割・・・1世帯につき

### 3 北広島市国民健康保険事業の財政状況

#### (1) 国保事業の財源不足の状況

国保財政は、保険給付費や後期高齢者支援金等の歳出の増加に対し、保険税は伸びず、財源不足が常態化し、その全額を一般会計からの法定外繰入金により補てんすることで収支の均衡を図っています。

財源の不足額は、平成26年度では約1億5千万円、平成27年度予算では約1億8千7百万円、平成28年度見込みでは約1億7千5百万円と見込まれています。



#### (2) 被保険者1人当たりの状況

法定外の繰り入れは、国保加入者以外の市民の方にも負担していただくこととなりますが、当市の1人当たり法定外繰入金は、石狩管内平均より4,941円、道内平均より6,844円と他市と比較して非常に高くなっています。

また、1人当たり保険税調定額は、石狩管内平均より7,624円、道内平均より13,054円低くなっています。

#### 被保険者1人当たりの状況




(平成25年度決算状況)

	北広島市	管内平均	道内平均	道内順位
1人当たり法定外繰入金	14,625円	9,684円	7,781円	43位／157保険者
1人当たり保険税調定額	80,616円	88,240円	93,670円	136位／157保険者

4 国保税率（額）改定の影響

(1) 所得ごとの保険税（年額）比較表

所得金額	給与収入 (換算・概数)	年金収入 (換算・概数)	1人世帯			2人世帯(夫婦)			3人世帯(夫婦+子1人)		
			現行	改定案	差額	現行	改定案	差額	現行	改定案	差額
33万円	98万円	103万円	21,800	21,800	0	32,700	32,700	0	40,800	40,800	0
40万円	105万円	110万円	44,400	44,700	300	62,400	62,700	300	75,900	76,200	300
60万円	125万円	130万円	89,100	90,400	1,300	85,200	86,500	1,300	98,700	100,000	1,300
80万円	145万円	157万円	111,900	114,200	2,300	108,000	110,300	2,300	121,500	123,800	2,300
100万円	167万円	183万円	149,200	152,500	3,300	163,500	166,800	3,300	144,300	147,600	3,300
150万円	240万円	250万円	206,200	212,000	5,800	242,300	248,100	5,800	242,100	247,900	5,800
200万円	312万円	317万円	263,200	271,500	8,300	299,300	307,600	8,300	326,300	334,600	8,300
300万円	443万円	445万円	377,200	390,500	13,300	413,300	426,600	13,300	440,300	453,600	13,300
400万円	568万円	563万円	491,200	509,500	18,300	527,300	545,600	18,300	554,300	572,600	18,300
500万円	689万円	681万円	605,200	628,500	23,300	641,300	664,600	23,300	668,300	691,600	23,300
600万円	800万円	795万円	709,300	747,500	38,200	736,300	783,600	47,300	763,300	810,600	47,300

-  7割軽減・・・世帯の前年の総所得等の合計が33万円以下
-  5割軽減・・・世帯の前年の総所得等の合計が【33万円＋（被保険者の人数）×26万円】以下
-  2割軽減・・・世帯の前年の総所得等の合計が【33万円＋（被保険者の人数）×47万円】以下

※条件：夫婦はともに40歳～64歳、子は40歳未満。収入は夫婦のうち1名のみ。

※年金収入による所得金額は、65歳未満の方の所得計算により算出。

所得階層別世帯構成割合 (平成26年度)

- 33万円以下～41.1%
- 33万円超100万円以下～17.6%
- 100万円超200万円以下～26.2%
- 200万円超300万円以下～8.7%
- 300万円超～6.4%

(2) 1人当たり保険税調定額及び1世帯当たり保険税調定額

(H28年度見込み)

区分	現行税率	改定後税率	差額	増加率
1人当たり保険税調定額	77,111円	79,188円	2,077円	2.7%
1世帯当たり保険税調定額	124,773円	128,134円	3,361円	2.7%

## 別紙

### (3) 税不足額の縮減

下の表は、現行税率による税不足額と改定案の税率による税不足額を比較したものです。

改定することにより、不足額は約1億7千5百万円から約1億4千9百万円に圧縮され、約2千6百万円の縮減が図られる見込みです。


(H28年度見込み)

区 分	現行税率	改定案税率	縮減額
基礎分(医療分)	88,533千円	90,980千円	2,447千円
後期高齢者支援金等分	85,941千円	57,210千円	▲ 28,731千円
介護納付金分	906千円	906千円	0千円
合計	175,380千円	149,096千円	▲ 26,284千円

## 5 他市との比較

下の表は、石狩管内他市の平成27年度の税(料)率と当市を比較したものです。

調定額は、各市の税(料)率をもとに、2つの条件で保険税(料)を算出し比較したものです。

	税(料)率(額)									調定額	
	基礎分(医療分)			後期高齢者支援金等分			介護納付金分			2人世帯 (ともに40歳 ~64歳) 所得100万円	2人世帯 (ともに40歳 ~64歳) 所得200万円
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割		
札幌市	8.89%	16,730円	31,910円	2.91%	5,470円	10,430円	3.05%	6,460円	9,400円	186,500円	356,900円
恵庭市	8.10%	21,800円	23,200円	2.60%	6,800円	7,200円	2.70%	9,000円	6,000円	178,900円	335,200円
石狩市	8.05%	20,000円	29,500円	2.00%	5,400円	7,600円	2.10%	7,100円	6,900円	168,500円	311,800円
江別市	8.30%	24,000円	25,500円	1.60%	5,000円	5,500円	1.70%	8,800円	-	162,900円	300,200円
千歳市	7.41%	19,300円	21,500円	2.35%	5,900円	6,500円	2.20%	6,700円	5,700円	158,000円	297,100円
石狩管内 市平均	7.96%	20,638円	25,935円	2.24%	5,595円	7,538円	2.36%	7,860円	6,560円	-	-
全道市 平均	8.95%	22,342円	24,025円	2.81%	7,055円	7,028円	2.30%	8,759円	6,165円	-	-
北広島市	7.00%	22,000円	24,000円	2.00%	5,000円	8,000円	2.40%	9,100円	4,800円	163,500円	299,300円
										(6市中4位)	(6市中5位)
H28 改定案	7.20%	21,000円	24,000円	2.30%	6,000円	8,000円	2.40%	9,100円	4,800円	166,800円	307,600円
										(6市中4位)	(6市中4位)

※全道市平均の所得割は資産割の課税のない市の平均

## 6 経過と今後のスケジュール

平成 27 年	8 月 25 日	北広島市国民健康保険運営協議会 「国民健康保険税率等の改定について」諮問、審議
	9 月 4 日	北広島市国民健康保険運営協議会審議
	9 月 7 日	北広島市国民健康保険運営協議会答申
	9 月 29 日	民生常任委員会報告
	10 月 1 日	パブリックコメント開始
	11 月 2 日	パブリックコメント終了
	11 月	パブリックコメント結果公表
	12 月	平成 27 年第 4 回定例会に提案
平成 28 年	1 月	市ホームページに掲載、広報
	4 月 1 日	施行予定